

集団的労使紛争に関する自主的仲裁手続に関する改正ガイドライン

2025年11月
One Asia Lawyers Philippines Team
日本法弁護士 難波 泰明
フィリピン弁護士 Razel Ann P. Esteban

I. 概要

2025年8月15日、フィリピン労働雇用省（DOLE）は、「自主的仲裁手続に関する改正ガイドライン」（Department Order No. 255, s.2025）を公布しました。本改正ガイドラインは、2021年版ガイドラインに一部新たな制度を導入したものであり、自主的仲裁を、より負担が少なく、対立的でない紛争解決手段として促進することを目的としています。

主な改正点は以下のとおりです。

- 仲裁人の管轄範囲の明確化
- 自主的仲裁の申立て手続の簡素化
- フィリピン船員の権利章典（Magna Carta for Filipino Seafarers）の改正点の反映
- デジタル化手続の導入
- ウォークイン和解（任意持込みによる和解）の枠組みの明確化



II. 管轄と申立て手続

使用者と労働者の間の労使間におけるCBA（労働協約）、就業規則、人事ポリシー、既存慣行の解釈または運用から生じる対立、問題、不満に関する苦情申立ては、単独の自主的仲裁人（Arbitrator）または仲裁パネル（Panel）のいずれかに行うことができます。

本ガイドラインでは、以下の新しい仲裁申立ての方法が追加されています。

a. 直接付託（Direct Submission）

苦情処理手続で未解決となった場合、当事者が合意した選任手続に従い、自動的に仲裁へ付託される。

b. NCMB（国家調停仲裁委員会）からの移管

実際のストライキまたはロックアウトの通知、予防的調停、RA（支援要請）における未解決の問題について、当事者の合意がある場合。

c. NLRC（労働関係委員会）またはDOLEからの移管

本来は仲裁人の専属的管轄に属する案件が、誤ってNLRCやDOLEに提出された場合。

d. 支援要請

調停・仲裁手続が早期終了し、当事者が合意して仲裁へ付託する場合。

e. 仲裁通知（Notice to Arbitrate）

苦情処理手続を尽くしたにもかかわらず、相手方が仲裁への付託を拒否した場合。

仲裁人またはパネルは、当事者が署名した付託合意書、CBAに仲裁人が指定されている場合の仲裁通知、または仲裁人が指定されていない場合の選任通知を受領・受理した時点で管轄権を取得します。

III. 手続および和解

A. デジタル化

改正ガイドラインでは、手続のデジタル化が明確に認められました。

会議通知の電子メール送付、対面またはオンラインでの会議開催が可能となっています。

B. 手続外和解

本ガイドラインの大きな追加点として、手続外和解（ウォーキン和解）の枠組みが整備されました。

当事者が仲裁手続外で紛争の全部または一部について和解した場合、書面にまとめ、仲裁人またはパネルの面前で署名を行います。仲裁人は、面談や資料確認などにより、和解の内容が有効であるかを審査します。和解が有効と判断された場合、仲裁人は和解内容を採用する命令を発行し、終局的かつ即時執行可能な、判決と同一の効力を有する命令となります。

署名済みの和解合意書は、調停・仲裁の結果の一部となり、当事者の上訴権の放棄および履行義務の合意となります。

一方、和解内容が法律、モラル、慣習、公共政策に反する場合、仲裁人は和解を無効とし、提出された証拠と記録に基づいて判断します。

IV. 決定または裁定

仲裁人またはパネルの最終的・執行力のある決定（award）は、裁判所への申立があっても停止されないと規定されており、停止されるのは、裁判所から一時停止命令または差止命令が出た場合のみとされています。

本ガイドラインは、当事者による裁定の遵守を特に強調しており、当事者に対して、履行または満足の意思表示（joint manifestation）を提出するよう求めています。当事者が履行しない場合、仲裁人に対して執行申立（Motion to Execute）が可能であり、仲裁人は裁定執行のための令状（writ of execution）を発行することは従前のとおりです。

V. 企業が取るべき対応

外国企業、とくに労使協約や苦情処理制度を持つ企業は、今回の自主的仲裁手続の簡素化に留意する必要があります。手続のデジタル化、和解手続の明確化、仲裁付託の機会拡大により、自主的仲裁手続きがより利用しやすくなつたといえます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> 又は info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著 者>

	<p>難波 泰明 弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士 フィリピン担当 アジア ESG/SDGs プラクティスグループ リーダー</p> <p>大阪市内の法律事務所での約7年間の勤務を経て独立し、法律事務所の経営に携わり、国内企業の人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理建築紛争、マンション管理、一般民事事件、刑事事件のほか、大阪市債権管理回収アドバイザーなどの自治体実務を取り扱う。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞。</p> <p>2021年9月、弁護士法人One Asiaに参画。フィリピンチームを担当し、2023年からフィリピンに駐在。フィリピン進出に関する法令調査、人事労務、各種コンプライアンス、M&A、債権回収、撤退支援、ESG関連など、幅広くアドバイスを提供している。</p> <p>APAC Insider Best Labor Dispute Lawyer 2024 受賞 yasuaki.nanba@oneasia.legal</p>
	<p>Razel Ann P. Esteban One Asia Lawyers Philippines team</p> <p>Razel は、2021 年にフィリピン大学法学部を学部長表彰学生として卒業し、2022 年フィリピン司法試験の模範合格者となった。</p> <p>その後 2022 年から 2025 年まで ACCRALAW 法律事務所の知的財産部門でジュニアアソシエイトとして勤務し、フィリピン国内外のクライアント向けに知的財産出願、訴訟、助言を含む様々な知的財産業務を担当。また、ライセンス契約、技術移転契約、データ共有契約、データ処理契約の審査を通じ、フィリピンの知的財産法およびデータプライバシー法規制への準拠を確保する経験を有する。</p> <p>Razel は 2025 年に大阪で外国人弁護士として短期間勤務し、国際クライアントの日本商標ポートフォリオに関する窓口業務を担当するとともに、日本における知的財産出願及び権利行使に関する助言を提供した。</p> <p>razel.esteban@oneasia.legal</p>